

生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業
設計・施工業務 公募型プロポーザル 評価基準

令和8年(2026年)5月 27 日

茨木市

目次

1. 評価基準の位置付け	1
2. 評価方法	1
(1) 実績体制審査(配点20点)	1
(2) 地域貢献審査(配点8点)	4
(3) 技術提案審査(配点57点)	5
(4) 提案価格審査(配点15点)	6
(5) 優先交渉権者及び次点候補者の選定	7
3. 評価項目、配点等	7
4. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い	7

1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業 設計・施工業務公募型プロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)[12. 審査の実施及び結果の通知]に記載する生涯学習センターきらめきホール天井ほか改修事業設計・施工業務公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定める。

2. 評価方法

事務局により、実績体制審査・地域貢献審査・提案価格審査を行い、選定委員会により技術提案審査を行う。

合計評価点の算定方法は【加算方式】を採用し、下記の算定式にて評価する。

評価点(100点満点) = (1)実績体制審査の評価点(20点満点) + (2)地域貢献審査の評価点(8点満点) + (3)技術提案審査の評価点(57点満点) + (4)提案価格審査の評価点(15点満点)

(1) 実績体制審査(配点20点)

参加者及び本業務予定技術者等の実績を評価するため、実績体制審査に係る提案書【様式6-5】を別表1及び別表1-2の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を選定委員会に報告する。

別表1 実績体制審査 評価基準

着眼点	求める提案内容、判断基準	配点
①設計担当企業の同種・類似実績	平成 28年度(2016年度)以降に完了した設計の同種・類似実績を有する 配点 1点×2件まで=2点満点	2
②施工担当企業の同種・類似実績	平成 28年度(2016年度)以降に完了した施工の同種・類似実績を有する 配点 1点×2件まで=2点満点	2
③配置技術者の同種・類似実績	<p>ア:統括責任者が平成 28年度(2016年度)以降に完了した同種・類似実績を有する 最大配点2点×2件まで=4点満点</p> <p>イ:設計管理技術者が平成 28年度(2016年度)以降に完了した同種・類似実績を有する 最大配点2点×2件まで=4点満点</p> <p>ウ:建築設計担当者または構造設計担当者が平成 28年度(2016年度)以降に完了した同種・類似実績を有する 最大配点2点×1件まで=2点満点</p> <p>エ:監理技術者または現場代理人が平成 28年度(2016年度)以降に完了した同種・類似実績を有する 最大配点2点×1件まで=2点満点</p> <p>オ:監理業務主任技術者(建築)が平成 28年度(2016年度)以降に完了した同種・類似実績を有する 最大配点2点×1件まで=2点満点</p>	14
④配置技術者(建築または構造設計主任技術者/設備設計主任技術者)の資格	<p>ア:建築設計主任技術者または構造設計主任技術者が構造設計一級建築士であれば1点</p> <p>イ:設備設計主任技術者が設備設計一級建築士または一級建築士または建築設備士であれば1点</p>	2

別表1-2 同種・類似実績の定義

分類	適用	補正係数	備考
同種実績	公共施設を供用しながらかつ特定天井を含む改修事業の設計業務または施工業務	1.0	左記の『公共施設』とは、空港、病院、高速道路関連施設〔PA・SA〕、学校〔公立・私立〕、劇場・ホール、公会堂、図書館、博物館、体育館、公民館、庁舎等とする。 左記の『特定天井を含む改修事業』には、天井材を撤去するのみや、落下防止措置を施すのみの事業は含めないものとする。
類似実績1	公共施設の特定天井を含む改修事業の設計業務または施工業務	0.9	
類似実績2	特定天井を含む改修事業の設計業務または施工業務	0.8	
類似実績3	劇場・公会堂の新築の設計業務または施工業務	0.7	
類似実績4	公共施設を供用しながらの改修事業の設計業務または施工業務	0.6	
類似実績5	公共施設の改修事業の設計業務または施工業務	0.5	

(2) 地域貢献審査(配点8点)

参加企業の構成または提案見積価格に対する市内発注金額について、別表2の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を選定委員会に報告する。

別表2 地域貢献審査 評価基準

評価項目	採点基準	配点
地域貢献	参加企業の構成または提案見積価格に対する市内発注金額について定量評価を行う ①市内企業(※1)が単独で参加または市内企業同士のJVで参加:8点加点 または ②-1 共同企業体における施工業務の市内企業の出資比率×8点 (小数点2位を切り捨て) ②-2 提案見積額に対する市内業者への発注金額の割合(※2) a)5%以上:3点 b)2.5%以上5%未満:2点 c)2.5%未満:0点 (②-1と②-2を足し合わせた上限は8点とする)	8

※1に示す「市内企業」とは、茨木市内に本社・本店を有するものとする。

※2「提案見積額に対する市内企業への発注金額の割合」について、以下に示す発注合計金額の提案見積額に対する割合を記入すること。

なお、実績金額を工事完了までに、原則として施工体制台帳により確認することとし、確実に履行可能な金額を提案すること。特別な事情により、施工体制台帳で確認ができない場合には、契約書等の写しを提出すること。達成できない場合(施工体制台帳等で確認ができない場合も含む。)は、実施要領「15. 提案書内容不履行の場合の措置」を参照のこと。

また、元請から一次協力会社となる市内企業に発注した金額を算出対象範囲とし、二次協力会社や資材業者への発注金額は含めないこと。

(3) 技術提案審査(配点57点)

参加者の技術提案書の内容をプレゼンテーション及び審査会のヒアリングも踏まえ、別表3の基準により選定委員会の各委員が評価する。

別表3 技術提案評価 評価基準

項番	着眼点	求める提案内容、判断基準	配点
1	業務実施方針と体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的や特性にふさわしい業務実施方針の提案 ・窓口の一本化や情報一元管理など、円滑な事業推進の体制 ・事業進捗に合わせた会議体の設定、関係者の合意形成に寄与する取組等の提案 ・統括責任者が設計体制も統括し本提案内容を設計に反映するとともに、設計段階の工程管理やコスト管理に責任を負うことのできる体制 ・施工担当者の設計への参画など、施工技術が設計に反映できる体制 	8
2	工程計画・工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設計～資材発注～各工事の関連とクリティカルパスを明記した全体工程計画 ・その他、施工者と施設利用者の動線交錯の回避など、第三者への損害を防止する工程上の工夫 ・資材納期や労務不足による工期遅延を防止するための有効策 	15
3	コスト管理	<ul style="list-style-type: none"> ・契約価格の中で設計施工を進めるための有効な手法 	10
4	本件に活かせると思われる設計上の課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・実績評価に記載した設計担当者の同種・類似実績において、本件にも活かせると思われる課題と対策について具体的に提案すること 	8
5	本件に活かせると思われる施工上の課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・実績評価に記載した施工担当者の同種・類似実績において、本件にも活かせると思われる課題と対策について具体的に提案すること 	8
6	上記以外に本件に有効と思われる工夫・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外に本件に有効と思われる工夫・取組内容(ホールの総合的な機能向上等)を記載すること。 	8

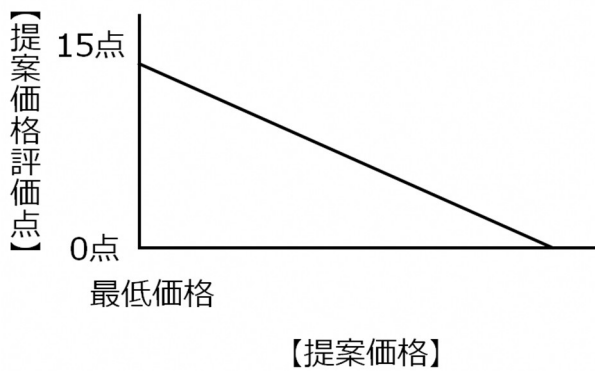
(4) 提案価格審査(配点15点)

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格見積書【様式6-2、6-3、6-4】に記載された金額(提案価格)を、別表4の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を選定委員会に報告する。

別表4 提案価格評価 評価基準

提案見積価格審査の評価点は、以下の計算式により採点する。(小数点第2位以下切捨て)

$$15点 \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$



(5) 優先交渉権者及び次点候補者の選定

- ア 実績体制審査の評価点、技術提案審査の評価点及び提案価格審査の評価点を加えた合計評価点を算定し、参加者の順位を決定する。
- イ 順位が1位の参加者を優先交渉権者、2位の参加者を次点候補者とする。
- ウ 合計評価点と同じ提案者が2者以上の場合は、2(3)技術提案審査の項番2の評価点が高い者を上位とし、2(3)技術提案審査の項番2の評価点も同じ場合は、2(3)技術提案審査の項番3の評価点が高い者を上位とし、2(3)技術提案審査の項番3の評価点も同じ場合は、2(4)提案価格審査の評価点が高い者を上位とする。2(4)提案価格審査の評価点も同じ場合は、選定委員会の判断による。
- エ 提案者が1者であっても、提案書等の審査を実施し、合計評価点が満点の6割以上を満たしている場合は、優先交渉権者として決定する。

3. 評価項目、配点等

各評価の評価項目や評価の視点、配点については別表3 技術提案評価 評価基準のとおり。

なお、技術提案審査はそれぞれ各委員の評価点を分類ごとに平均して算出する。平均の算出にあたっては小数点第2位以下を切り捨てた点数とする。

また、技術提案評価において、各委員は提案された内容を踏まえた上で、評価項目ごとの配点に以下のウエイトを乗じた点数をもって評価を行う。

評価	評価のウエイト
A:かなり優れた提案である	1.0
B:優れた提案である	0.8
C:やや優れた提案である	0.6
D:標準的な提案である	0.4
E:標準にはやや及ばない提案である	0.2
F:評価できる記載がない	0

4. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書やプレゼンテーションの内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行すること。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書やプレゼンテーションの内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して実施要項「15. 提案書内容不履行の場合の措置」に記載している指名停止措置を行う場合がある。